

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十七号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十の六の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同表の三十の八の項中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。